

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、継続繁栄の条件として、機動性のある業務執行体制とコンプライアンスを重視した経営を念頭に、内部統制の充実に努めることであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エスアンドエス有限会社	780,000	8.86
NCD社員持株会	489,500	5.56
下條武男	460,000	5.23
株式会社北斗	430,000	4.89
小黒節子	280,000	3.18
原睦男	230,000	2.61
寺内吉孝	200,000	2.27
日本証券金融株式会社	172,400	1.96
山田正勝	172,000	1.95
村山俊生	167,000	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3 月
-----	-----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高木洋二	他の会社の出身者								△			
井元義久	弁護士											
中山かつお	公認会計士											○
仙北谷哲男	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木洋二		○	——	情報サービス業界における永年の実績、経験、及び経営者としての豊富な見識を高く評価し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に、過去、現在においても抵触せず、現経営陣から著しいコントロールを受ける恐れもないことから、一般株主保護の立場を取れる役員として最適であると判断し、独立役員として指定しております。
井元義久	○	○	——	法曹界における永年の実績、及び豊富な見識を高く評価し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立性基準

				に、過去、現在においても抵触せず、現経営陣から著しいコントロールを受ける恐れもないことから、一般株主保護の立場を取れる役員として最適であると判断し、独立役員として指定しております。
中山かつお	○	○	株式会社アイティフォー取締役	公認会計士としての永年の経験や、経営者としての豊富な見識を高く評価し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に、過去、現在においても抵触せず、現経営陣から著しいコントロールを受ける恐れもないことから、一般株主保護の立場を取れる役員として最適であると判断し、独立役員として指定しております。
仙北谷哲男	○	○	——	情報サービス業界における永年の実績、経験、及び経営者としての豊富な見識を高く評価し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に、過去、現在においても抵触せず、現経営陣から著しいコントロールを受ける恐れもないことから、一般株主保護の立場を取れる役員として最適であると判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の使用人は置いておりませんが、監査等委員会はその職務に必要な場合は、内部監査室の社員を監査業務の補助要員としてあてることとしております。なお、当該社員が監査等委員会の職務の補助業務を遂行する期間においては、指揮命令権は監査等委員に移譲されたものとし、その独立性、指示の実効性を確保しております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会は、定期的に(原則として四半期毎)内部監査室及び会計監査人から、監査計画の概要、監査結果、内部統制の状況等に関する報告を受け、意見交換等を行うなど、相互に緊密な連携を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項
当社は、独立役員の資格を充たす社外役員4名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役を支給される報酬等は、毎月定額支給される報酬のほか、会社の業績に応じて支給される役員賞与、退職時に支給される退職慰労金があります。毎月定額支給される報酬については、会社の業績、各取締役の功績等を総合的に勘案して年1回見直しが行われ、支給金額を決定しております。役員賞与は、当該期における各取締役の業務執行状況を評価して決定しております。また、退職時に支給される退職慰労金については、算出基準及び功労金の加算等を定めた社内規定に則り、支給金額を決定しております。上記報酬体系によって、短期的な業績向上だけでなく、中・長期的に安定した経営を行うためのインセンティブが与えられているものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役(監査等委員である取締役を含む)の年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートする専任の要員は配置しておりませんが、総務部要員が適宜対応しております。また、取締役会等重要な会議での資料配布や報告資料に対する説明は、総務部を中心に関係部署が適宜行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行

a 取締役会

取締役会は、業務執行上の最高意思決定機関として、監査等委員を除く取締役7名、監査等委員である取締役3名で構成されており、法令及び定款で定められた事項、ならびに経営計画、管理統制、予算・資金計画、人事労務など事業運営に係る重要事項を決議しております。開催頻度は毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を図りつつ活発な質疑応答により、善管注意義務や忠実義務の履行を実践しております。

b 執行役員会

執行役員会は、取締役会で選任された業務執行の責任者である執行役員、及び取締役(監査等委員である取締役を含む)、内部監査室長で構成され、毎月1回開催しております。審議内容については、各部門の業務遂行状況に関する報告、課題の検討、業務運営方針の決定等を行っており、業務監査機能を持たせております。

(2)監査等委員会監査

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名により構成され、監査等委員会監査基準に基づいた公正な監査を行っております。監査等委員は監査等委員相互の協議に基づき作成された監査計画に従い、分担して監査を行うとともに、定期的(原則として四半期に1回)及び必要な場合には適宜、会計監査人や内部監査室との情報交換を行い、ガバナンスの確立を図っております。また、監査等委員は、執行役員会等社内重要会議に出席し、それぞれの専門能力と豊富な経験を活かし意見を述べるとともに、内部統制強化に資する助言、提言を行っております。

(3)内部監査

当社は内部監査室を設け、専任者を配置しております。内部監査室は、監査計画に基づき各部門の監査を実施し、業務執行の適正性を確保するとともに、業績改善に向けた助言や勧告を行っております。監査状況につきましては、すべて社長に報告するとともに監査等委員会にも報告が行われております。また内部監査室長は、執行役員会に出席しており、各監査等委員、会計監査人とも適宜連係をとり、監査の実効性確保に努めております。

(4)会計監査

当社は、会計監査について新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から金融商品取引法及び会社法に基づく監査を定期的に受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の客観性・中立性の確保、監督機能の強化、意思決定の迅速化という観点から、当社の現状の規模、業態では、上記のガバナンスが最適と考え、また十分に機能していると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は集中日を避け、最低でも1週間前の早期開催を心がけております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様の利便性を考え、インターネットによる議決権行使が簡単にできる仕組みを提供しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知を掲載し、株主総会への出席を呼びかけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の個人投資家向け会社説明会を開催し、経営理念や方針および各事業の状況や成長性について社長自らわかりやすく説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	プレスリリース、事業報告書、決算短信(四半期決算短信を含む)、有価証券報告書(四半期報告書を含む)等や、会社説明会資料及び説明会のビデオ等をホームページにタイムリーに掲載し、さまざまな投資家の方々への情報発信ツールとして活用しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室をIRの中心部署とし、総務部等の協力を得てIR活動を円滑に進めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針として以下の3つの方針を定めております。 1. NCDは、顧客第一に徹し、最適なシステムとサービスの提供により、共存共栄をはかる。 2. NCDは、社員の個性を尊重し、その資質を発揮させることにより、あたたかな企業文化を確立する。 3. NCDは、社会に対し、時代の変化を先取りすることにより、調和のある世界に貢献する。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	業務分掌において情報発信部署を経営企画室に統一し、ステークホルダーへの情報提供の公平化を図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システム構築に関する基本方針

- (1)当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令の遵守、損失の危機管理および適正かつ効率的な事業運営を目的に各種対策を講じる。
- (2)内部統制システムの整備・運用のため、内部統制委員会を設置し、規程・体制等の整備を行うとともに、内部統制システムの有効性を評価した上で、必要な改善を実施する。

2. 内部統制システムに関する体制の整備

- (1)取締役および社員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループ(当社およびその子会社からなる企業集団をいう)は、企業倫理の確立ならびに取締役および社員による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的に「NCDグループ行動規範」を制定し、その周知徹底を図る。
 - ・取締役は、重大な法令違反その他会社規程等の違反に関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ・内部監査室は、各部門の日常的な活動状況について、法令や社内規程の遵守に関して計画的な監査を実施し、代表取締役社長および監査等委員に報告する。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る重要な文書および情報(議事録、決裁関係書類、契約書、会計・財務関係書類等)は、文書および情報の管理に関する社内規程に基づき、所管部署において適切な管理を行う。
 - ・取締役から、当該文書および情報の閲覧の要求があった場合は、速やかに提出する。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・事業上発生しうる損失の危険(以下「リスク」という)に備えるため、各種損失に関する規程(内部情報管理規程、機密情報保護規程、個人情報保護規程等)を制定する。
 - ・内部統制委員会は、各種規程に基づき内部統制システムの整備、リスクの未然防止について検討、対処する。
 - ・取締役会は、リスク管理の状況について監視し、必要に応じて指示を行う。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、組織の構成と各組織の役割を定めた、組織規程と職務権限規程を制定する。
 - ・取締役会規程を定め、毎月開催される取締役会において経営に関する重要事項について決定を行うとともに、職務の執行状況について報告する。
 - ・取締役会は、執行役員を任命し執行役員に対して権限委譲を行うことで、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。また、毎月の執行役員会で執行役員より職務執行に関する報告を受ける。
- (5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社に対し取締役の派遣や「NCDグループ行動規範」に基づいた業務遂行の情報共有を行うとともに、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
 - ・当社は、当社グループ各社の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を、会社毎に実施させる。
 - ・子会社の取締役は、当社が毎月開催する執行役員会、あるいは必要に応じて取締役会に出席し、当該子会社の経営活動について報告する。
 - ・経理部は、子会社の経営内容を把握し、不正・誤謬の発生を防止するため、子会社から定期的に事業および経理に関する報告を求める。
- (6)監査等委員の職務を補助すべき社員に関する事項およびその社員の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査等委員がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、監査等委員と協議のうえ、監査等委員を補助する社員を指名するものとする。
 - ・指名された社員の指揮権は、補助すべき業務を遂行する期間において監査等委員に移譲されたものとし、当該業務遂行中は他の指揮命令を受けないものとする。
 - ・当該社員の人事異動、評価等については監査等委員の意見を尊重し対処するものとする。
- (7)取締役および社員が監査等委員に報告するための体制および監査役監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員は、執行役員会や取締役会に出席し、さまざまな報告を求めることができる。
 - ・取締役および社員は、監査等委員から業務執行等に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに当該事項の報告を行う。
 - ・当社は、当社グループ各社の取締役、監査役または社員が、当社グループ各社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールに違反、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員に報告を行う体制を整備する。
 - ・当社は、当社グループ各社において、上記の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
 - ・当社は、監査等委員の職務の執行に係る費用等について、当社が監査等委員の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを支払う。
- (8)財務報告の適正性を確保するための体制
 - ・財務報告の重要性を理解し、財務報告の適正性を確保するため関連諸規程および内部統制システムを整備する。
 - ・内部統制システムは取引の発生から財務諸表が作成される過程において、虚偽や誤りが生じる要因を洗い出し、これらリスクがコントロールできるように設計する。
 - ・内部統制システムの有効性を整備面および運用面から評価し、不備が発見された場合は速やかに是正するとともに、期末時点での状況について適正な開示を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)「NCDグループ行動規範」に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との関係は一切遮断する旨を明記し、すべての役員、使用人に対し啓蒙活動を行う。
- (2)公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟しており、当団体や株主名簿管理人等から反社会的勢力関連の諸情報を収集し、不測の事態に備え、常に最新の動向を把握するよう努める。
- (3)これらの反社会的勢力に対する対応は、総務部が統括し、必要に応じ弁護士や警察等外部機関と連携し、対処する。

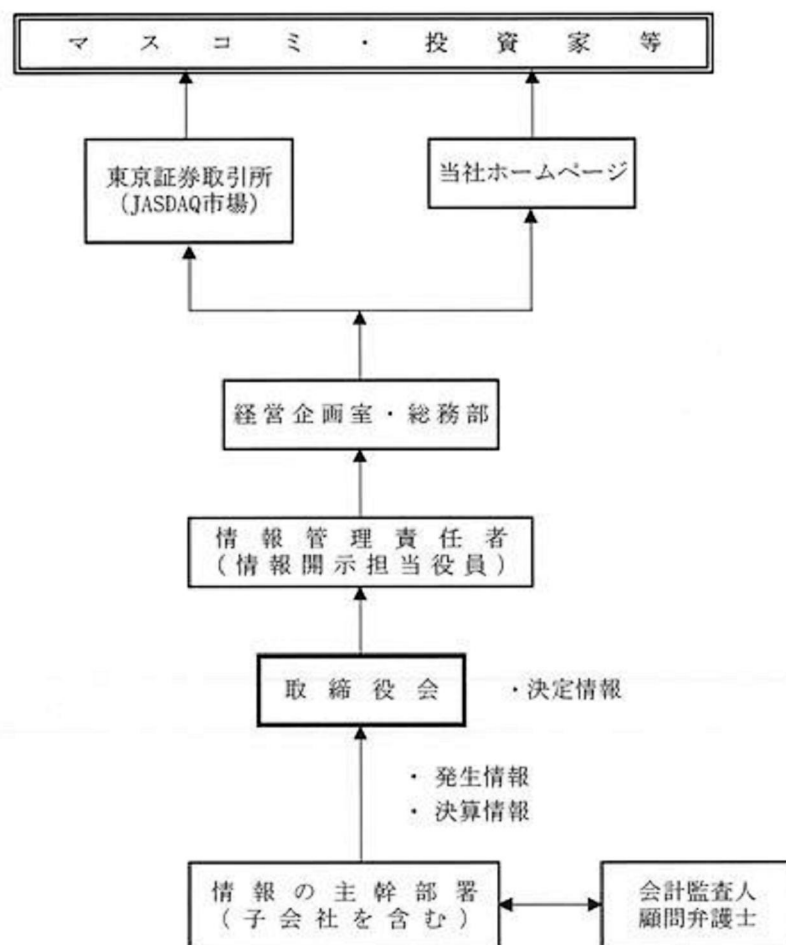
Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



[参考：内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制についての模式図]

日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

